

提案型公共サービス民営化制度提案審査結果

提案No.	1	提案者	特定非営利活動法人エス・エス・エス
-------	---	-----	-------------------

対象事業No.	187	担当課	健康福祉部 社会福祉課
対象事業名	一時生活支援事業		

審査委員会での主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの市内2部屋に加えて施設の増となれば市として財政負担が増えることになる。人件費を含めた財政的な数字を確認しておくことが必要。 ・DV避難者や集団生活を望まない人のためには現状の制度との併用が望ましい。 ・人的支援がポイントとなる。審査会として資質向上策は確認したが、今後も常に行っていくよう確認が必要。 	
	提案の採否	採用
審査結果	<p>シェルターとして市外に施設を設置することは、これまでの市にはないことで提案者の発想として独自性がある。このことは、市にないサービスができることで市民の利益にもつながる。また、市民の利益として人道的であるという観点もあり、このような提案者を選定するという事は相対的に良いと判断できる。関連業務の実績により実現性・団体能力もある。</p>	